第2回公判　部落差別を許さず、徹底的に闘う!!

出版差し止め裁判

存在しない『全国部落調査』が証拠書類として提出!!

鳥取ループこと宮部龍彦による『復刻版・全国部落調査』の発刊停止とインターネット上の部落解放同盟関係者一覧の削除請求の第2回口頭弁論が9月26日、東京地裁でおこなわれた。

裁判の冒頭、部落解放同盟側の弁護団から「部落民、部落（土地）などへの差別意識が現存するなか『復刻版・全国部落調査』の販売や関係者の個人情報のばら撒きは差別行為であり許されるものではない」と意見陳述した。また、宮部被告が主張している「部落民や部落（土地）に法的な定義がないという問題においても、法的な定義がされていない黒人差別があるのと同様に差別行為として成立している」とのべた。さらに、これまでのやりとりのなかで、宮部被告が『復刻版・全国部落調査』の存在を否定していたにもかかわらず、弁護団の証拠請求にたいし、製本され価格もつけられた『復刻版・全国部落調査』が提出されたことは、存在の否定が嘘であったことを証明しているなど、宮部被告の主張を指摘する陳述をした。

宮部被告は、原告側の主張に反論する準備をしていたものの、事前の打ち合わせでその旨を示していなかったため意見陳述ができず、第3回公判でのやりとりとなる。

この裁判は、宮部被告の「部落差別は現存していない」「全国の部落地名を公表しても問題はない」という主張にたいし、部落解放同盟が「部落差別が現存し、部落地名の公表によって結婚や就職差別に直接つながる」と訴えている。

裁判終了後におこなわれた報告集会では、宮部被告の主張や意見書への反論が常識を逸していること、宮部被告は、現在も被差別部落を訪ね写真等をネット上に拡散しているなどが報告され、中央の片岡明幸・中執は、このことによる具体的な差別被害や相談内容を中央本部に集中すること、各都府県において、法務局との話し合いで「法務局の姿勢」を明らかにするとりくみをすすめることなどが提案され、第2回公判とそれにかかわる報告集会を終えた。第3回口頭弁論は、12月12日の午後2時よりおこなわれる。

http://www.stop-burakuchousa.com

中央本部が開設した出版差し止め裁判にかんするホームページ

学習会で県の姿勢を問う

子供の貧困

子どもの貧困にかかわる学習会を10月13日、同和企業センターでひらき、生活福祉運動部、教育文化運動部の執行委員、担当事務局ら14人、行政17人が参加した。

はじめに、宮本修作・県連書記長は「子どもの貧困対策にかかわる計画が策定されるということで、隣保館など活用した具体的な内容の学習を」とあいさつした。山田成紀・局長は「幅広い課題が山積している。子どもの貧困対策が近々の課題。計画を策定し、施策に反映させたい」とあいさつがあった。

学習会は担当者からの説明のなかで、未計画は和歌山県だけであること、実態調査をせずに計画を策定していることに、参加者から厳しい意見がだされた。県から生活保護や児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの貧困対策が近々の課題とされたが、部落に多い課題であることは、現況調査でもあきらかであり、部落だけ議論からはずすことは差別。また、子どもの居場所の重要性が説明されたが、隣保館や児童館が担ってきたことをふまえ、いまある隣保館でできるメニューを考えてほしい。また、隣保館のノウハウを伝授してほしいなどの前向きな姿勢で計画を策定すべきなどの厳しい意見がだされた。県は、実態調査は当然と考えるが、調査内容や対象など、調査方法に問題があり、難しいので乗り越える自信がない。貧困問題は部落問題と認識している。一般論として考えたいと答えた。参加者からは、隣保館や児童館は、すぐに稼働できる。これまでみたいに、部落を素通りするのか。一般論と部落を対比させた意味はなにか。部落だけ考慮しませんと聞こえるなどの意見がだされた。平見良太・生活福祉運動部長は「説明された3つの施策は部落にかかわっている。現況調査でも結果がだされている。局長の先の発言はやめてほしい。11月の交渉で実態調査を詰める。和歌山の子どもの貧困を抱えるのは誰か。行政はプロとして、検討課題の答えをだすべき」と酷烈な思いをあらわにした。

連載（3）没後50年　解放の父・松本治一郎③

没後50年を迎える「松本治一郎」の連載3回目。

松本治一郎は、20歳の時に中国大陸へ渡っている（明治40年）。当時の中国の状況は、欧米列強が植民地化をすすめ、日本もその列に加わっていた。一旗揚げるとか、馬賊になって大陸を駆け巡るという青年の冒険心・好奇心がかきたてられた時代である。

大連で知り合った新聞記者とふたりで中国各地の取材という名目で「大日本国一等軍医監」とのノボリをたて、珍道中の体でいつ果てるとも知れない広野をさまよい歩いたのだろう。そして、各所で強権を振う軍人や日本人と虐げられる中国人の姿を目撃するのである。しかし、治一郎の旅も3年後、治安当局の「退去命令」により終わりをつげた。

帰郷した治一郎をまっていたのは、相も変わらずの差別と貧困の状況であった。

治一郎は、帰国の翌年に土建業「松本組」を設立、福岡の急速な発展のなかで、順調に業績を伸ばしていった。またこの頃に、その後の人生に深いかかわりをもつ人びとと親交を深めていた。

さて、そんななか治一郎に大きな影響を与える「博多毎日新聞」差別事件が起きる。29歳のときである。差別記事に端を発し、抗議した部落の青年会をはじめ、306人もの住民が検挙され、47人が有罪判決を受けたのである。この事件は、その後の全九州水平社結成へと導くものとなった。

大正10年、県と福岡市は「黒田長政三百年祭」の祭典をひらくために、強制的な寄付を募った。このやり方に治一郎は「筑前叫革団」を組織し『虐待者である黒田家の催事に、被虐待者の子孫である者が強制的に寄付をださねばならない道理はない』として反対運動を起こした。被差別部落にすれば、黒田長政の祭りに浮かれてやり過ごすわけにはいかない。まして、強制的な寄付なんて言語道断ということであろう。治一郎は、部落の内外を問わず反対運動を呼びかけ、最後には、知事と直談判し、強制的な寄付を撤回させたのである。

全国水平社創立の前年のことである。

（以下次号へ）